

新庄市特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関するご意見

(1) 趣旨

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）では、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により市町村の「確認」を受けた幼稚園、保育所、認定こども園が「特定教育・保育施設」と位置づけられ、同時に新制度に移行し、施設型給付費の給付対象施設となります。

また、同条第2項には、市町村による確認の際、施設ごとの利用定員を審議会その他合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞いて定めなければならないとされています。加えて、新庄市子ども・子育て会議条例においても、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見を述べるのが、当会議が行う事務として規定されています。

《特定教育・保育施設の利用定員に係る意見聴取の根拠法令》

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第31条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

新庄市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）

第3条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長が必要と認める事項を調査し、及び審議する。

※特定教育・保育施設の確認事務に当たり、その前提条件となる各施設の「設置認可・認定」については、それぞれの施設に係る根拠法令に基づき、県又は市町村が行います。

この度の意見聴取の内容に関する概要を説明いたします。

令和5年度より、新たに地域型保育施設の1つであります、小規模保育事業所が開所の予定です。小規模保育事業所については市が認可・確認する施設となりますので、令和5年3月中に認可を受け、4月1日に開所する予定となっています。

この新設となる小規模保育事業所に係る特定教育・保育施設への確認手続きに伴う利用定員について、新庄市子ども・子育て会議の意見をお伺いするものです。なお、特定教育・保育施設の確認につきましては、会議でのご意見を踏まえ、市がその責任において判断します。

また、現在、市内に設置されている1つの小規模保育事業所が開所するとの届出を受けておりますので報告いたします。

(2) 対象施設

①確認申請

小規模保育事業所 1施設

特定教育・保育施設の確認を新たに受けるもの

○認可・確認予定年月日 令和5年3月下旬を予定

※令和5年4月1日からの事業開始予定

②閉所する施設

小規模保育事業所 1施設

○閉所予定日 令和5年3月31日

(3) 施設の概要

対象施設に係る施設の事業者、定員、設備、職員配置等についての概要は、新設については

別紙資料1、閉所については別紙資料2をご覧ください。

2. 認可及び利用定員の設定並びに確認等に係る市の基本的考え方

(1) 施設の設置場所

新庄市子ども・子育て支援事業計画に定められた「教育・保育提供区域」については、市全域を1つの区域として設定されています。

また、この度の利用定員の設定に係る施設は、同一の小学校学区となるため、現在利用している児童の通園等に影響を及ぼすものではないと考えます。

このことから、教育・保育提供区域内での施設の設置場所の偏りなどが生じることはありません。なお、施設の設置場所については、別添の配置図をご覧ください。

(2) 新庄市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策との関係

小規模保育事業所の新設による利用定員の増は施設定員が18名となり、認定の内訳は3号（保育部分0歳から2歳児）の人数が18名の増加となります。

小規模保育事業所の閉所による利用定員の減は施設定員が12名となり、認定の内訳は3号の人数が12名の減少となります。

利用定員変更に伴う利用定員の増減を加味すると、18名の増と12名の減になりますので6名の増となります。

**利用児童数の実績と新庄市子ども・子育て支援事業計画における
教育・保育の必要量と確保内容（抜粋）**

（単位：人）

		年 度	R 4 利用実績①			R 6 計画②		
		子ども区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保 内容	給 付 対 象	特定教育・ 保育施設	108	538	242	120	547	263
		地域型 保育事業	—	—	47	—	—	75
	給 付 対 象 外	企業主導型 保育施設	—	—	21	—	7	31
		認可外 保育施設	—	—	1	—	—	15
合 計			108	538	311	120	554	384

		年 度	②－①			今回申請定員		
		子ども区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号
確保 内容	給 付 対 象	特定教育・ 保育施設	12	9	21	—	—	—
		地域型 保育事業	—	—	28	—	12 △12	6
	給 付 対 象 外	企業主導型 保育施設	—	7	10	—	—	—
		認可外 保育施設	—	—	14	—	—	—
合 計			12	16	73	0	0	6

※「R 4 年度利用実績」については、R4. 4. 1 現在の在籍児童数です。

企業主導型保育施設については従業員枠+地域枠の合計人数です。

このように、今回の申請では0歳児利用定員の6名増となります。これは、新庄市子ども・子育て支援事業計画に支障をきたすものでないこと、また、確認基準と照らし合わせて適合する見込みであることから、確認及び利用定員の設定を承認したいと考えています。

※令和5年度新庄市内施設の「教育・保育施設の新制度への移行状況」については別紙資料3をご覧ください。